

議案第 2 4 号

市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項及び第 1 0 条第 1 項の規定により、市道路線を別表のとおり認定及び廃止する。

よって、同法第 8 条第 2 項（同法第 1 0 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

向日市長 安 田 守

別 表

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	延 長 (m)	敷地の幅員 (最大～最小)
1	(認定路線) 市道第1094号線	向日市物集女町五ノ坪18番地14先 向日市寺戸町八反田35番地2	681.2 メートル	15.0メートル ～ 15.0メートル
2	(認定路線) 市道第2272号線	向日市寺戸町新田28番地4先 向日市寺戸町新田28番地8先	66.7 メートル	6.0メートル ～ 12.4メートル
3	(認定路線) 市道第6132号線	向日市上植野町御妙林10番地6先 向日市上植野町御妙林10番地14先	34.8 メートル	6.0メートル ～ 12.0メートル
4	(廃止路線) 市道第1094号線	向日市物集女町五ノ坪18番地14先 向日市物集女町森ノ上37番	283.1 メートル	15.0メートル ～ 15.0メートル

位置図

